資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億九千七百八十六万四千五百円、資本準備金の額を三億四千四百四十万五千円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十四年九月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

平成二十四年九月十八日

東京都千代田区神田佐久間町一丁目九番地

クラウドゲート株式会社

代表取締役社長　藤田　一郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年十月四日を基準日と定め、同日午後六時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年十月十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年九月十八日

大阪市西区土佐堀一丁目一番七号

株式会社ジェイ・アムズ

代表取締役　安本　晃

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年十月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年九月十八日

福井県敦賀市疋田三号向蔭四の一

株式会社ニチフ端子敦賀工場

代表取締役　森　良夫

株式交換につき通知公告

左記会社は株式交換により乙はその発行済株式の全部を甲に取得させ、甲はこれを取得することにいたしましたので公告します。

平成二十四年九月十八日

神奈川県横浜市中区住吉町一丁目一三番地

（甲）第一運輸興業株式会社

代表取締役　谷藤　昌男

神奈川県横浜市金沢区鳥浜町二番七

（乙）第一自動車整備株式会社

代表取締役　谷藤　昌孝

限定承認公告

本籍大阪府守口市大久保町一丁目一一七番地、最後の住所大阪府守口市大久保町一丁目四八番九号　被相続人　亡　赤間　十三

右被相続人は平成二十四年四月一日死亡し、その相続人は平成二十四年九月三日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十八日

東京都豊島区西巣鴨四―一三―五―一二〇四

相続財産管理人　赤間　直樹

東京都港区虎ノ門三―三―三樋口法律事務所

代理人弁護士　樋口　譲

同　加藤　元美

限定承認公告

本籍大阪府大阪市西区立売堀三丁目一二番地、最後の住所埼玉県草加市金明町二〇番地

中村荘一〇二号　被相続人　亡　栢野　洋一

右被相続人は平成二十四年六月八日死亡し、その相続人は平成二十四年八月十七日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十八日

大阪府牧方市出口二丁目一九番三号

相続財産管理人　栢野　一幸

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十四億円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

平成二十四年九月十八日

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

ラベニュー万代特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十四年八月二十四日付官報の号外第一八四号七十三頁に掲載されています。

平成二十四年九月十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階

AS富谷特定目的会社

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

取締役　カマル・パワ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十四年八月二十四日付官報の号外第一八四号七十二頁に掲載されています。

平成二十四年九月十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階

SSTイースト特定目的会社

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

取締役　カマル・パワ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十四年八月二十四日付官報の号外第一八四号七十一頁に掲載されています。

平成二十四年九月十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階

AS富谷特定目的会社

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

取締役　カマル・パワ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十四年八月二十四日付官報の号外第一八四号七十頁に掲載されています。

平成二十四年九月十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階

SSTイースト特定目的会社

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

取締役　カマル・パワ

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五万三千口を五万口に消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十月十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年九月十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階

SSTイースト特定目的会社

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

取締役　カマル・パワ

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五万三千口を五万口に消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十月十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年九月十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階

SSTウエスト特定目的会社

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

取締役　カマル・パワ

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資一千口の全部を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十月十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年九月十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階

AS富谷特定目的会社

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

取締役　カマル・パワ

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十四年八月二十二日（号外第百八十一号）公布法律第六十二号（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律）（印刷誤り）				
三五下		終りから三	相当する額を	相当する額と
平成二十四年八月三十日（号外第百八十八号）公布経済産業省令第六十三号（経済産業省関係総合特別区域法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
一二上		三九～三〇	「又は第十六条第一項、」を削り、「又は同法第十七条第一項第二号ホ及び第二項に規定する条第一項第二号承認経営基盤強化計画」	「又は第十六条第一項、」を削り、「又は同法第十七条第二項に規定する承認経営基盤強化計画」

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月十四日付特第二八号四　政府調達第一七八号二四ペ

ページ●同月十八日付第二〇三号九六ページ●同日付　ージ●八月九日付衆会第三三号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）